

神戸市バリアフリー住宅改修補助事業補助金交付要綱

平成 26 年 5 月 9 日 住宅都市局長決定
令和 4 年 3 月 28 日 最 終 改 正

(目的)

第 1 条 この要綱は、住宅のバリアフリー化を促進し良好な住宅ストックの形成に寄与するため、高齢者が住宅のバリアフリー改修工事を行う際の工事費用の一部に対して交付する補助金について、神戸市補助金の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号）の定めによるほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(対象となる世帯)

第 2 条 補助事業の対象となる世帯は、次の各号の全てに該当する世帯とする。

- (1) 神戸市に住所を有し、自らが住む住宅をバリアフリー化しようとする満 65 歳以上の高齢者（以下「高齢者」という）がいること。
- (2) 世帯の全員が介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による要支援又は要介護認定を受けていないこと。
- (3) 世帯の年収が別表 1 に定める年収であること。
- (4) 市民税を滞納していないこと。

(補助対象住宅)

第 3 条 補助事業の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、神戸市に既存する住宅とし、戸建住宅・共同住宅、専用住宅・併用住宅、持家・借家を問わない。ただし、共同住宅の場合は、専有部分のみを対象とする。また、併用住宅の場合は専ら居住の用に供する部分のみを対象とする。

2 補助対象住宅が借家の場合は、所有者が補助事業を承諾していることを条件とする。

(補助事業)

第 4 条 補助事業は、補助対象住宅に行うバリアフリー改修工事で、別表 2 に定めるものとする。

2 補助事業は、申請者の身体機能に適合した工事であることとする。

3 補助事業は、次の各号の全てに該当する施工業者が請け負う工事であることとする。

- (1) 神戸市内に本社、支店、営業所などを有する企業者
- (2) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）に定める中小企業者に該当する企業者

(対象経費)

第 5 条 補助事業の対象となる経費は、補助事業者が実施する補助事業に要する経費（補助対象住宅が第 7 条の規定による申請を行う日の属する年度の末日から起算して 10 年以内に当該補助事業による改修工事を実施している場合は、その補助事業に要した経費を加えた額）とし、18 万円を上限とする。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、対象経費に次の各号に掲げる補助率を乗じて得た金額（百円未満の端数は切り捨てる）を上限とする。

- (1) 市民税非課税世帯は 3 分の 2
- (2) 前号以外の世帯は 3 分の 1

(交付の申請)

第 7 条 申請者は、高齢者とする。

2 申請者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）

- (2) 工事見積書の写し（工事箇所ごとの仕様、数量、工事費が分かるもの）
 - (3) 工事予定箇所の写真（様式第2号）
 - (4) 世帯員全員の住民票の写し
 - (5) 世帯員全員の介護保険証の写し（交付を受けたものに限る）
 - (6) 世帯員全員の収入が分かる書類
 - (7) 委任状（申請事務を委任させる場合）（様式第3号）
 - (8) 賃貸借契約書の写し（借家の場合）
 - (9) 住宅改修に係る承諾書（借家の場合）（様式第4号）
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- 3 申請者は、1の補助対象住宅につき第5条に規定する対象経費の上限に至るまで、複数回の申請を行うことができる。

（交付の決定）

- 第8条 補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の着手）

- 第9条 補助事業の着手は、前条第1項による交付決定を受けた日以降でなければならない。なお、着手とは前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という）補助事業者と補助事業を請け負う施工業者との契約締結をいう。

（補助事業の変更）

- 第10条 補助事業者は、補助事業の内容に変更が生じた場合は、補助金交付決定内容変更申請書（様式第7号）に変更内容を確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、第2項に定める軽微な変更についてはこの限りではない。
- 2 軽微な変更とは、次に掲げる各号をすべて満たすものとする。
- (1) 別表2に定める対象となる改修箇所及び改修工事の内容に変更がないもの
 - (2) 交付決定を受けた補助金額に増額変更がないもの

（変更の承認）

- 第11条 市長は前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止）

- 第12条 補助事業者は、補助事業を中止する場合は、補助事業中止報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告書の提出）

- 第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、次に掲げる書類を第8条第1項による交付決定を受けた年度内の3月31日までに提出しなければならない。
- (1) 補助事業実績報告書（様式第10号）
 - (2) 工事請負契約書等の写し
 - (3) 領収書の写し
 - (4) 工事完了箇所の写真（様式第11号）
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第 14 条 市長は、前条の報告があったときは、当該報告に係る書類の審査および必要に応じて現地調査等により、補助金の確定を行い、補助金額確定通知書（様式第 12 号）により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付決定における交付額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第 15 条 市長は補助事業者から補助金請求書（様式第 13 号）による補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を補助事業者へ支払うものとする。

(業務の委託)

第 16 条 市長は、神戸市バリアフリー住宅改修補助事業の補助金交付に係る業務の一部を市の外郭団体等に委託することができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は平成 26 年 5 月 9 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は令和元年 5 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第2条関係）

世帯種別	世帯の年収
高齢単身世帯 (65歳以上)	総所得 230 万円未満 または 年金収入+その他総所得=350 万円未満
高齢夫婦世帯 (夫婦のいずれか、または両方が 65 歳以上)	総所得 230 万円未満 または 年金収入+その他総所得=473 万円未満
上記以外の世帯	総所得 520 万円未満

別表2（第4条関係）

対象となる 改修箇所	対象となる改修工事 ^{※1}				
	手すりの 取り付け ^{※2}	段差解消 ^{※3}	滑り止め	引き戸等への 扉の取替え ^{※4}	その他
浴室	○	○	○	○	高齢者等に配慮した ユニットバスの設置 ^{※5}
脱衣所 (洗面所)	○	○	—	○	—
便所	○	○	—	○	和便器から洋便器へ の取替え
廊下	○	○	○	—	—
階段	○	—	○	—	—
玄関	○	○	—	○	—
居室 (高齢者が使用するもの)	○	○	—	○	—
台所	○	○	—	○	—
敷地内の通路	○	○	—	—	—

※1 手すり、踏み台など取り付けが必要なものは固定すること

※2 手すり高さは 75cm 以上 85cm 以下を目安とし、円形で握りやすい太さとする等、使用者の身体機能に適合していること

※3 ・段差を軽減させるものを含む

・スロープで対応する場合、勾配は 1/12 以下を目安とすること（ただし、高さが 16cm 以下の段差は、勾配は 1/8 以下）

※4 ・現状の扉が開き戸であるものに限る

・扉の取替えを行わず、既存の開き戸を撤去するものを含む

※5 手摺の取り付け、段差解消、滑り止め、引き戸等への扉の取替えのいずれか又は全ての工事を含んだもの